

弘 億 団 地 自 治 会 会 則

制 定 昭 和 4 8 年 6 月 1 0 日

改 訂 2 0 2 2 年 4 月 3 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、弘億団地自治会（以下「この会」という）という。

(組 織 及 び 構 成)

第 2 条 この会は弘億団地に居住する全住民にて組織し、別に定める区及び組をもって構成するものとし、その組織体制は図－1 による。

(資 格)

第 3 条 自治会入会金及び自治会費を納入することにより会員資格を取得するものとする。

2 前項によりがたい場合は、区長会で協議決定する。

(事 務 所)

第 4 条 この会の事務所を、弘億団地第 1 自治会館へ置く。

第 2 章 目的、事業および主務部

(目 的)

第 5 条 この会は民主的運営によって、会員相互の親睦を図るとともに、明るい環境づくりに努めることを目的とする。

(事 業 年 度)

第 6 条 この会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事業および主務部)

第 7 条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 総務に関する事項

(2) 文化に関する事項

(3) 体育に関する事項

(4) 厚生に関する事項

(5) 周辺地域との連携に関する事項

(6) その他、この会の目的達成に必要な事項

2 これらの事業を円滑に行うため、それぞれ総務部、文化部、体育部及び厚生部をおく。

第 3 章 役 員

(種 別)

第 8 条 この会に、次の役員をおく。

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 区 長 | 別に定める区ごとに 1 名 |
| (4) 部 長 | 各部に 1 名（総務部は副会長が兼務） |
| (5) 副 部 長 | 各部に若干名（総務部は設けない） |
| (6) 組 長 | 別に定める組ごとに 1 名 |
| (7) 会 計 担 当 者 | 別に定める区ごとに 1 名 |
| (8) 会 計 責 任 者 | 1 名 |
| (9) 会 計 監 査 | 2 名 |
| (10) 顧 問 | 若干名 |

（選 任）

- 第 9 条 会長、副会長は区長の互選を原則とするが、区長会の指名により会員の中から選任することもできる。
- 2 区長は、区ごとに組長の互選又はその他の方法により選任する。
 - 3 部長（総務部長を除く）、副部長は所属する部の組長の互選又はその他の方法により選任する。
 - 4 組長は、組ごとに世帯主の互選又はその他の方法により選任する。
 - 5 会計担当者は、区ごとに組長の互選又はその他の方法により選任する。
 - 6 会計責任者は、会計担当者の互選又はその他の方法により選任する。
 - 7 会計監査は、役員会で選任する。ただし、1 名は前年度の出納責任者を選任する。
 - 8 顧問は、自治会運営に関する見識を有する人材を会員の中より募集し、役員会で審議の上選任することを原則とする。なお、役員会の指名により会員の中から選任することもできる。

（職 務）

- 第 10 条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (1) 会長は区長を兼務することはできない。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 副会長は原則として区長を兼務する。
 - 4 区長は所属する区の業務を統括するとともに、役員として自治会運営にあたる。別に定める「区長業務」を行う。
 - (1) 区長は組長を兼務することはできない。
 - 5 部長は所属する部の業務を行うとともに役員として自治会運営にあたる。
 - 6 副部長は部長を補佐し、所属する部の業務を行う。
 - 7 組長は区長を補佐し、所属する組の業務を行う。
 - 8 会計担当者は、所属する区の会計業務を行う。
 - 9 会計責任者は、会計担当者を統括するとともに、別に定める「弘億団地自治会会計規則」に定める業務を行う。なお、業務を円滑に推進する上で、会計担当者の内から補助者を選任することを妨げない。
 - 10 会計監査は、この会の会計を監査する。また、他の役員を兼務することはできない。
 - 11 会長、区長及び組長は、別に組織する「弘億団地自主防災会」と連携を密にし、一体となって防災活動を行う。
 - 12 顧問は役員会の決議により会長の要請に基づき、自治会運営上必要な助言を行うものとする。

(任 期)

第11条 役員の任期は1年とするが、顧問の任期は定めない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は辞任した場合、または任期の終了の場合においても、速やかに後任役員を選出しなければならない。

(委員会・委員)

第12条 会長は、この会の運営を推進するため、必要に応じ役員会の承認を経て委員会を設置し、委員及び顧問を委嘱することができる。

(月 番)

第13条 組内の連絡、会費の徴収等に当たるために、組長のもとに月番を置く。なお、月番を設置するか否かについては組内の協議結果に基づくものとする。

第4章 会 議

(種 別)

第14条 この会の会議は、総会、役員会及び区長会の3種として、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第15条 総会は、世帯主をもって構成する。ただし、世帯を代表する者は世帯主とみなす。

2 役員会は会長、副会長、区長、部長、会計責任者をもって構成する。なお、会長の要請があった場合、顧問が出席する場合がある。

3 区長会は会長、副会長、区長及び会計責任者をもって構成する。なお、会長の要請があった場合、顧問が出席する場合がある。

(権 能)

第16条 総会は最高議決機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 予算決算の承認
- (4) この会則の改廃
- (5) 弘億団地自治会館の処分及びその重大な管理に関する事項
- (6) その他自治会運営に関する重要事項

2 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 第2条「区および組の構成」に関する事項
- (4) 委員及び顧問の選任、解任とその職務に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない自治会の運営に関すること

3 区長会は総会、役員会の議案の作成及び運営に関する事項を審議する。

4 区長会は次の事項を議決する。

- (1) 「自治会館使用規則」の改訂・廃止

- (2) 第28条「会計規則」の改訂・廃止
- (3) 第30条「個人情報取扱規則」の制改訂・廃止

(開 催)

- 第17条 通常総会は、毎年事業年度初めに開催する。なお、事業年度初めに国政選挙、地方選挙が行われることが明らかな場合、前年事業年度末に繰り上げて開催することができる。
- 2 臨時総会は、役員が必要と認めたとき、又は世帯主の5分の1以上若しくは会計監査から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
 - 3 役員会は、会長が必要と認めたとき、または役員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
 - 4 区長会は、会長が必要と認めたとき、または区長から請求があったとき開催する。

(招 集)

第18条 会議は、会長が招集する。

(議長及び書記)

- 第19条 総会の議長及び書記は、その総会において、出席構成員の中から選任する。
- 2 役員会、区長会の議長は、会長がこれに当たり書記担当が書記にあたる。

(客 足 数)

第20条 総会は、その構成員の2分の1以上、その他の会議においては3分の2以上の出席がなければ開催できない。

(議 決)

- 第21条 総会及び役員会の決議は出席構成員の過半数の同意をもって決する。
- 2 区長会の決議は、出席構成員の同意をもって決する。

(委 任)

第22条 やむを得ない理由のために、会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として権能を委任することができる。この場合、第20条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第23条 総会及び役員会の議事については、必要な事項を記載した議事録を作成する。

第5章 祝 い 品

(対象者・祝い品)

第24条 敬老祝い歳及び小学校入学に対して、そのお祝いとして祝い品を贈呈する。

(1) 対 象 者

- ①祝 い 歳 77歳（喜寿） 88歳（米寿） 90歳（卒寿） 99歳（白寿） 100歳（百寿）
 101歳以上毎年

②小学校入学児童

(2) お 祝 い 品 贈 呈 時 期

- ①祝 い 歳 9 月上旬贈呈する
- ②小学校入学 4 月下旬贈呈する

第6章 会 計

(経 費)

第25条 この会の経費は、自治会入会金、自治会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 自治会費は会員1世帯当たり月額300円とする。
- 3 会費の徴収は組長（月番）が行い、組長を経て会計担当者に納入する。
- 4 弘億団地に入居した場合、自治会入会金として1世帯当たり3,000円を徴収し、弘億団地自治会館の維持管理資金に充当する。ただし、弘億団地転出時にはこれを返却しない。

(支 出)

第26条 経費の支出は事業計画による。

- 2 事業計画に定められていない支出については、役員会または区長会において可否を決定する。

(会 計 書 類)

第27条 この会の会計を明らかにするため、必要な会計書類を作成する。

- 2 会員の請求があった場合、いつでも閲覧させなければならない。

(会 計 規 則)

第28条 この会の会計は、別に定める会計規則による。

(会 計 年 度)

第29条 この会の会計年度は、事業年度に合わせる。

第7章 個人情報保護

(個人情報の取り扱い)

第30条 この会が保有する個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報取扱規則」による。

第8章 付 則

(施 行)

第31条 この会則は、2020年4月5日改訂、同日施行するものとする。

- 1 昭和48年6月10日 施 行
- 2 昭和49年4月14日 会則の一部を改訂し、同日施行
- 3 昭和50年4月13日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行
- 4 昭和53年4月23日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行
- 5 昭和55年4月27日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行
- 6 昭和56年4月26日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行
- 7 昭和57年4月18日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行
- 8 昭和58年4月24日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行
- 9 昭和60年4月28日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行
- 10 昭和61年4月20日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行
- 11 昭和62年4月19日 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行

- | | | |
|----|------------|--|
| 12 | 昭和63年4月17日 | 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行 |
| 13 | 平成2年4月15日 | 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行 |
| 14 | 平成8年4月14日 | 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行 |
| 15 | 平成22年4月11日 | 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行 |
| 16 | 平成29年4月9日 | 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行 |
| 17 | 平成30年4月8日 | 通常総会において会則の一部を改訂し、同日施行 |
| 18 | 2019年3月31日 | 通常総会において会則の一部を改訂し、同年4月1日施行 |
| 19 | 2020年4月5日 | 通常総会（2020年度通常総会議案に係る審議会）において会則の一部を改訂し、同日施行
※コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から通常総会を中止し、2019年度・2020年度役員による議案審議会とした。 |
| 20 | 2021年4月4日 | 通常総会（2021年度通常総会議案に係る審議会）において会則の一部を改訂し、同日施行
※コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から通常総会を中止し、2020年度・2021年度役員による議案審議会とした。 |
| 21 | 2022年4月3日 | 通常総会（2022年度通常総会議案に係る審議会）において会則の一部を改訂し、同日施行
※コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から通常総会を中止し、2021年度・2022年度役員による議案審議会とした。 |